

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

平成29年5月12日 開会

熊本県南小国町

平成29年度南小国町農業委員会5月総会

1. 開催日時 平成29年5月12日(金)午後4時00分から午後4時15分

2. 開催場所 南小国町役場 議場にて

3. 出席委員 (11人)

1番 後藤六男 委員	2番 井由巳子 委員
3番 村上文秋 委員	5番 河津利明 委員
6番 宅野伸一 委員	7番 武田時吉 委員
8番 佐藤省市 委員	9番 下城知奈美 委員
10番 齊藤恒也 委員	11番 河津篤 委員
12番 高橋周二 委員	

4. 欠席委員 (1人)

4番 中村日出巳 委員

5. 会事録署名委員の指名 (9番委員: 10番委員)

6. 議案第 4 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議案第 5 号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について

8. 議案第 号 その他

9. 職務のため議場に出席した事務職員 (2名)

事務局長 本田圭一郎

農林課嘱託 家入節子

○会 長

こんにちは。

それでは5月の農業委員会総会をただ今から開催いたします。

本日は4番の中村日出巳委員が欠席の届が出ております。

過半数に達しておりますので総会は成立をいたします。

それでは日程第1の会議録署名委員の指名をしたいと思います。

9番 下城千奈美委員、10番 齊藤恒成委員、よろしく願いをいたします。

議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

それでは日程第2の「議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それではご説明いたします。

【議案第4号 農地法第18条第6項の規定について詳細に説明】

今月の農地法第18条第6項の報告は4件になります。

2ページをご覧ください。

まず受付番号1についてご説明いたします。

通知者が賃貸人(〇〇〇)の〇〇〇〇氏。賃借人(〇〇〇)の〇〇〇〇氏です。

申請物件が大字中原字西和田4-1番地。地目は田で、面積891㎡。同じく7-1番地、地目は田で、面積1,771㎡。合計田2筆で2,662㎡でございます。合意解約成立日が平成29年3月2日。土地引渡期限が平成29年3月20日です。解約の理由が、双方の合意によるものです。

続きまして受付番号2についてご説明いたします。

通知者が賃貸人(〇〇)の〇〇〇〇〇氏 賃借人(〇〇)の〇〇〇〇〇氏です。

申請物件が大字満願寺字長田5281番地。地目は田で、面積1,785㎡。同じく字崩山5531番地。地目は田で、面積429㎡。同じく5537番地。地目は田で、面積1,768㎡。同じく5536番地。地目は畑で、面積4,072㎡。同じくマ5537番地。地目は畑で、面積62㎡。合計、田3筆で3,982㎡。畑2筆で4,134㎡でございます。合意解約成立日が平成29年3月16日。土地引渡期限が平成29年3月31日で解約の理由が、双方の合意によるものです。

続きまして受付番号3です。

通知者が賃貸人(〇〇)の〇〇〇〇〇氏。賃借人(〇〇)の〇〇〇〇〇氏です。

申請物件が大字中原字田ノ口1428-1番地。地目は田で、面積1,929㎡。同じく字平瀬1536-1番地。地目は田で、面積1,939㎡。同じく1520-2番地。地目は畑で、面積265㎡。合計、田2筆で3,868㎡。畑1筆265㎡でございます。合意解約成立日が平成29年3月27日。土地引渡期限が平成29年

3月31日で解約の理由が、双方の合意によるものでございます。

最後になります受付番号4でございます。

通知者が賃貸人(〇〇)の〇〇〇〇氏。賃借人(〇〇)の〇〇〇〇氏です。

申請物件が大字中原字平瀬1532番地。地目は田で、面積4,535㎡。合意解約成立日が平成29年3月27日。土地引渡期限が平成29年3月31日で解約の理由が、双方の合意によるものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。

今回申請してある件は、合意成立日と土地引渡期限がですね3月になっております。

4月10日に総会がありましたからですね、その時に本来は一緒に提出するべきだったと思われませんが、今回提出をしておりますのでお断り申し上げます。

1、3、4番につきましては4月10日の時にですね利用権設定をそれぞれ提案して決定をしていただいております。

そこを報告しておきます。

この件について質問等ございませんでしょうか。

質問ございませんか。

(ありませんの声あり)

はい。質問がないというようなことでありますので、採決に移りたいと思います。

農地法第18条第6項の規定による通知報告について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

はい。全員賛成でありますので、承認することにいたします。

議案第5号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について

続きまして、「議案第5号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について」を上程をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。資料の3ページをご覧ください。

【議案第5号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について詳細に説明】
4ページをご覧ください。

今月の受付案件は1件でございます。

受付コード29016 登録区分は新規です。

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。利用権の設定をする者 〇〇〇〇〇氏。南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。

利用権を設定する土地は、大字満願寺字中園臺8910-2番地。現況地目は田で、

面積2,268㎡。他2筆で合計3,023㎡となっております。借り受け目的は水稲栽培に供するためです。設定する権利の種類は、平成28年12月1日から平成33年11月30日までの5年間の賃借権で、全筆まとめて360kgとなっております。

利用権の設定を受ける〇〇〇〇氏の農業経営状況等ですが、年齢68歳、農作業従事日数240日。他詳細は記載のとおりです。

以上1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしているものと考えられます。

なお、本案件につきまして、4月10日の総会時点で、〇〇〇〇氏のほうで提案させていただいております。利用権設定が公告をしてから初めて権利が発生するというものでありまして、〇〇〇〇氏が4月10日に亡くなり、総会も4月10日にありまして、南小国町長へ決定したという回答をした後、公告を行うということになるんですけど、公告の日時点で〇〇〇〇氏が亡くなりましたので権利の設定ができないということで、再度相続人であります〇〇〇〇〇氏と息子の〇〇氏で提出をいただいたものです。

以上で説明を終わります。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がありましたとおりですね、本人が亡くなったために新たに出すということでございます。

この件について質問等ございませんでしょうか。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

はい。ないというようなご意見でありますので、採決に移りたいと思います。

平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について、ただいまから採決に移ります。

この件について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

はい。全員挙手でありますので、決定することにいたします。

この件につきましては南小国町町長へ報告をいたします。

以上で本日の議案については終わりましたが、その他何かございませんでしょうか。ないようでありますので、本日の総会はこれで閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成29年5月12日

南小国町農業委員会 会長

署名委員 9番

署名委員 10番

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚